

銀行カードローン規定への申入れ

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海

2005年12月に「あいち消費者被害防止ネットワーク(2013年6月に名称変更)」を発足させ、2010年4月に適格消費者団体の認定を受ける。これまでに、94件の申入れ活動(交渉)と3件の差止訴訟提起を行う。

濱 尚行 Hama Naoyuki

消費者被害防止ネットワーク東海検討委員、弁護士。

申入れの概要

中部地方に本店を構える地方銀行6行に対して、同行らが使用している「カードローン規定」につき、相続の開始を理由とした期限の利益喪失条項の削除を申し入れた事案を紹介します。

消費者が金融機関からお金を借りる場合、カードローン規定の中に、借主が死亡すると一括返済をしなければならないと定める条項「相続の開始を理由とした期限の利益の喪失条項(以下、本件条項)」があります。

民法では、相続が開始した場合、亡くなった人の義務は相続人にそのまま引き継がれるのがルールです。ですので、本件条項がなければ、相続人は、亡くなった借主と金融機関との間の契約に従って分割でお金を返済すればよいことになります。

ところが、本件条項があると、相続人は金融機関に対して一括で返済しなければなりません。その場合、一括で返済できるだけのお金を用意できない相続人には非常に気の毒な結論となります。例えば、遺産として、自宅と少額の金融資産しかなかったケースを考えると、金融機関が相続人に対して分割ではなく一括での返済を迫れば、これを返済するため、せつかく相続した自宅を手放したり、相続を放棄しなければならないかもしれません。しかも、期限の利益を喪失したことによって弁済期が到来しますので、一括での返済ができなければ、遅延損害金の支払い義務まで生じます。

そこで、消費者被害防止ネットワーク東海(以下、当団体)としては、地方銀行6行に対して、本件条項が消費者契約法10条に違反しているとして、本件条項を削除するように求めました。なお、当団体以外にも、多数の適格消費者団体が各地の金融機関に対し、同様または類似の申入れをしています。

当団体からの申入れに対しては、既に4行から本件条項を削除したとの連絡があり、残りの2行からも改定に向けた検討を進めているとの連絡がありました。

全国銀行協会に対する申入れ

当団体は、地方銀行6行への申入れと同時に、一般社団法人全国銀行協会に対して、各地の適格消費者団体が本件条項の削除を求めている現状を金融機関に周知し、当該条項を削除したカードローン規定の使用を推奨するよう要望しましたが、同協会からは個別の銀行が提供する商品・サービスに対して法令の解釈を行う権限がないとの回答がありました。

今後の課題と活動

今後は、全国の金融機関に本件条項の問題点を認識してもらうことが課題です。当団体では、同条項の削除が全国的な潮流となるよう、継続的に活動していきます。

資料 全国の適格消費者団体(認定順)

適格消費者団体の名称	住所	URL	適格認定日	特定適格消費者団体の認定日
特定非営利活動法人 消費者機構日本	東京都千代田区六番町15 主婦会館プラザエフ6階	http://www.coj.gr.jp/	2007年8月23日	2016年12月27日
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西	大阪市中央区南新町一丁目2-4 椿本ビル5階502号室	http://www.kc-s.or.jp/	2007年8月23日	2017年6月21日
公益社団法人 全国消費生活相談員協会	東京都中央区日本橋堀留町二丁目3-5 グランドメゾン日本橋堀留101号	http://www.zenso.or.jp/	2007年11月9日	
特定非営利活動法人 京都消費者契約ネットワーク	京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529 ヒロセビル4階	http://kccn.jp/	2007年12月25日	
特定非営利活動法人 消費者ネット広島	広島市中区鉄砲町1-20 第3ウエノヤビル3階	https://www.shohinet-h.or.jp/	2008年1月29日	
特定非営利活動法人 ひょうご消費者ネット	神戸市中央区下山手通五丁目7-11 兵庫県母子会館2階C	http://hyogo-c-net.com/	2008年5月28日	
特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会	さいたま市浦和区岸町七丁目11-5	http://saitama-higainakusukai.or.jp/	2009年3月5日	2018年4月24日
特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道	札幌市中央区北四条西十二丁目1-55 ほくろビル4階	http://www.e-hocnet.info/	2010年2月25日	
特定非営利活動法人 消費者被害防止ネットワーク東海	名古屋市中千種区内山三丁目28-2 KS千種ビル6階F	http://cnt.or.jp/	2010年4月14日	
特定非営利活動法人 大分県消費者問題ネットワーク	大分市青崎一丁目9-35	http://oita-shohisyanet.jp/	2012年2月28日	
特定非営利活動法人 消費者支援機構福岡	福岡市博多区博多駅前一丁目18-16 博多駅前一丁目ビル302号	http://www.cso-fukuoka.net/	2012年11月13日	
NPO法人 消費者支援ネットくまもと	熊本市中央区出水二丁目5-8 水前寺パークマンションII-205号	http://net-kuma.com/	2014年12月17日	
特定非営利活動法人 消費者ネットおかやま	岡山市北区奉還町一丁目7-7 オルガ5階	http://okayama-con.net/	2015年12月8日	
特定非営利活動法人 佐賀消費者フォーラム	佐賀市神野東四丁目1-31 アパートメント12 103号室	http://www.saga-consumersforum.or.jp/main/	2016年2月23日	
特定非営利活動法人 消費者市民ネットとうほく	仙台市青葉区柏木一丁目2-40 ブライトシティ柏木702号室	https://www.shiminnet-tohoku.com/	2017年4月25日	
特定非営利活動法人 消費者支援ネットワークいしかわ	金沢市古府二丁目189	http://csnet-ishikawa.com/	2017年5月15日	
特定非営利活動法人 消費者支援群馬ひまわりの会	桐生市相生町三丁目120-6	https://www.npo-himawari.jp/	2018年2月5日	
特定非営利活動法人 えひめ消費者ネット	松山市朝生田町七丁目2-22 大興ビル305号	https://ehime-syuhisya-net.org/	2018年6月19日	
特定非営利活動法人 消費者支援かながわ	横浜市港南区上大岡西1丁目6-1 ゆめおおかオフィスタワー5階	http://www.ss-kanagawa.org/	2018年8月3日	
特定非営利活動法人 消費者市民サポートちば	千葉市中央区中央四丁目13-10 千葉県教育会館5階	http://sapochiba.com/	2019年6月6日	
特定非営利活動法人 とちぎ消費者リンク	宇都宮市中今泉二丁目7-19	http://tochigilink.org/	2019年6月26日	

参考：消費者庁 全国の適格消費者団体一覧(2020年2月現在)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/collective_litigation_system/about_qualified_consumer_organization/list/